

59. 九州市議会議長会慶弔規程

昭和 40 年 4 月 21 日 議決
昭和 57 年 4 月 22 日 改正
平成 12 年 1 月 27 日 改正
平成 22 年 4 月 22 日 改正
令和 4 年 10 月 27 日 改正

第 1 条 九州市議会議長会は、会員相互の親睦を図るため、会員の慶弔に際し、この規定に定める金品を贈る。

第 2 条 現職の市議会正副議長が死亡した場合には、供花料 30,000 円と会長の弔詞を贈呈する。

第 3 条 火災、水害、震災その他の災害に際しては、次の標準により見舞金を送る。

- (1) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項の適用があったとき
50,000 円
- (2) 市議会庁舎が罹災したとき 50,000 円

第 4 条 前各条に定めるほか必要ある場合は、会長、副会長の協議により、前各条の規定の範囲を超えない程度で慶弔の意を表することができる。

第 5 条 この規程に該当する事件が発生したとき、当該市議会事務局は、直ちに会長に連絡しなければならない。

第 6 条 この規程によって処理した事項は、文書により、総会に報告しなければならない。

付 則

- 1 この規程は議決の日から施行する。

(中略)

付 則

- 1 この規程は、令和 4 年 10 月 27 日から施行し、改正後の九州市議会議長会慶弔規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。